

記入例

感染症生活困窮者自立支援金の再支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式1-4）を提出します。

**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書
誓約事項**

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の受付があること。
 - ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が運営する就労移行支援事業所の職業相談等を受けること。
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人情報を収集すること。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分がなされた場合は、申請を中止する。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」といいます。）が、生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 6 自立支援金（初回）の受給中に、従前の受給中に、以下の同意事項1の各事項（常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く）に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

・申請するためには、「誓約事項」と「同意事項」をご確認いただき、同意いただく必要があります。
 ・この自立支援金は、特例貸付の利用ができなくなつた方に対し、新たな就労に向けた就労等に向けた支援を行うための制度です。生活保護を申請中のとき以外は、必要な求職活動を行ってください。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、「受給者」といいます。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」といいます。）が、暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が、禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が、生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が、職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回又は再支給）を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」といいます。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所及び社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

令和●年 ●月 ●日

●●事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約し、及び同意します。

申請者住所 岐阜県●●町●一●

申請者氏名 岐阜 太郎

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること。)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

自立支援金(初回)と同じ窓口
へ申請される場合は省略する

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
- 住民票の写し
- 2 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
- 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
- 3 収入関係書類
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者うち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の写し
- 5 生活保護関係書類（※2）
- 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印捺印のもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
(自立支援金（初回）同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可)
- 通帳の該当部分の写し等

自立支援金(初回)と同じ窓口へ
申請される場合で口座に変更が
ない場合は省略することができます

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式1－1）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時の記載が必要